

I 保育所の役割

I - 1 理念・基本方針

(1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

	評価 結果	●保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p>
【I - 1 保育所の理念・基本方針等の特記事項】		
(1) -①『保育園の運営規定』内に運営の方針が明文化されており、入園式や行事後の職員会議等で園より説明が行なわれているが、議事録の作成や欠席者への周知方法等は示されていない。		

I - 2 他機関との連携

(1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。

	評価 結果	●他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。</p>
【I - 2 他の機関・団体等との連携等の特記事項】		
(1) -①行政の「発達支援センター」による巡回相談等について明文化され、職員会議で話し合っているが、他機関との協力関係の意義について共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。		

I - 3 保育所の社会的責任

(1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。

	評価 結果	●保育所の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。</p>
(2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。		
	評価	●保育内容に関する情報の提供を行っている。

	結果	
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されていない。</p>
	評価 結果	●保育の実施にあたり、保護者等に説明し同意を得ている。
②	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。</p>
		(3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。
	評価 結果	●実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されていない。</p>
		(4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。
	評価 結果	●ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されていない。</p>
		<p>【I-3 保育所の社会的責任等の特記事項】</p> <p>(1) -①ボランティアの協力を得ながら子育て支援サークル活動を実施している。取り組み等についての紹介はインターネットやチラシ等で確認出来るが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>(2) -①保護者に配布する『入園のしおり』に「保育理念・保育方針・保育目標」等、重要事項として記載されており、説明して同意の署名を得ている。情報提供の意義について職員会議では伝えているが、共通認識が図られた会議録等の確認ができない。</p> <p>-②入所にあたっては、保護者に「入園のしおり」重要事項等を説明して同意の署名を得ているが、重要事項等の説明の意義や方法について職員間で共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>(3) -①『入園のしおり』内に「保育士等 養成校実習生 受け入れマニュアル」があり、実習担当職員が対応しているが、受け入れに関する職員会議での会議録等の確認ができない。</p> <p>(4) -①『入園のしおり』内に「ボランティアや保育体験 受け入れマニュアル」があり、担当者を決め</p>

て市の中学校体験学習等の生徒を受け入れている。事前に職員会議で話し合われ、実習日程表等で全職員に周知されている。

II 保育所の運営

II-1 事業計画

(1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。

	評価 結果	●保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。
①	C	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定についての方針が明文化されていない。</p>
②	C	<p>●中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 当該年度の事業計画を策定する際に、中・長期的な計画を反映させるための考え方が明文化されていない。</p>
<p>【II-1 保育所の質の向上を目的とした事業計画等の特記事項】</p> <p>(1) -①理事会にて単年度毎の年間行事予定等決めて、職員会議で職員に周知しているが、保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画は策定されていない。</p> <p>-②中・長期的な計画をふまえた当該年度の事業計画は作成されていない。</p>		

II-2 体制及び責任

(1) 保育所の運営が適切に行われている。

	評価 結果	●保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。</p>
②	C	<p>●職務の引き継ぎが適切に行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられて</p>

		<p>いる。</p> <p>b) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。</p>
--	--	---

【II-2 体制及び責任等の特記事項】

- (1) -①『桃が丘保育園運営規程』内に「運営の方針」や「職員の職種、員数及び職務内容」等が記載されており、全職員に配布をしているが、共通認識を図る機会は持っていない。
- ②職務の引継ぎに関する事項等について、保育所の方針等は明文化されてない。

II-3 経営状況の把握

(1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。

	評価 結果	<p>●保育所の経営・運営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。</p>
①	C	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所を取りまく環境や社会情勢を踏まえて、経営・運営状況の把握・分析するための方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所を取りまく環境や社会情勢を踏まえて、経営・運営状況の把握・分析するための方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 保育所を取りまく環境や社会情勢を踏まえて、経営・運営状況の把握・分析するための方針が明文化されていない。</p>

【II-3 経営状況の把握等の特記事項】

- (1) -①保育所の経営を取り巻く環境、保育制度等の動向についての把握・分析等の方針は明文化されていない。

II-4 人事管理

(1) 人事管理の体制が整備されている。

	評価 結果	<p>●保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。</p>
①	C	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針が明文化されていない。</p>
②	C	<p>【判断基準】</p> <p>a) 人事考課に関する客観的な基準についての考え方方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 人事考課に関する客観的な基準についての考え方方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 人事考課に関する客観的な基準についての考え方方が明文化されていない。</p>

(2) 職員の就業環境に配慮がなされている。

①	評価 結果	<p>●職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。</p>
---	----------	---

	c	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されていない。</p>
②	評価 結果	●福利厚生事業に取り組んでいる。
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の福利厚生に関する方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 職員の福利厚生に関する方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 職員の福利厚生に関する方針が明示されていない。</p>
【II-4 人事管理等の特記事項】		
<p>(1) -①保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針は明文化されていない。 -②人事考課に関する取り組み等についての明文化はされていない。</p> <p>(2) -①職員の就業環境を把握する為のマニュアル等は作成されていない。 -②『桃源会給与規定』内に「勤務給与規程」諸手当や退職金共済の加入等について記載があり、新人研修時に説明している。又、職員会議で話し合われ、忘年会等を実施している。</p>		

III 保育の内容

III-1 子どもの権利擁護		
(1) 子どもの人権に配慮している。		
	評価 結果	●子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明示されていない。</p>
②	評価 結果	●子どもとの不適切な関わり防止そのための取り組みを行っている。
③	評価 結果	●保育所内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。

	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所内における虐待等についての防止マニュアルが整備されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所内における虐待等についての防止マニュアルが整備されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所内における虐待等についての防止マニュアルが整備されていない。</p>
(2) 子どもの自尊心に配慮している。		
	評価 結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。		
	評価 結果	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されていない。</p>
(4) 苦情解決ができる体制が適切である。		
	評価 結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されていない。</p>
【III-1 子どもの権利擁護等の特記事項】		
(1) -①『桃が丘保育園運営規程』内に運営方針及び保育所の「理念・方針・目標」や子どもの権利擁護について明文化されており、研修会や職員会議で説明している。また、「会議ノート」に記録して全職員による共通認識が図られている。		
-②「運営規程」に子どもの権利擁護や人格尊重、「理念・方針・目標」にて子どもの最善の利益について明文化されており、新人研修では伝えているが、全職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。		
-③『桃が丘保育園運営規程』内に「虐待防止対応規程」、保育所の「運営規程」「虐待対応マニュアル」等があり、職員の共通認識を図る場としての会議や研修等の実施記録が確認できない。		
(2) -①『桃が丘保育園運営規程』内に「子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供する」こと		

- 等記載されているが、職員の共通認識を図る場としての会議や研修等の実施記録が確認できない。
- (3) -①『桃が丘保育園運営規程』内に「秘密の保持」の記載があり、「桃が丘保育園の個人情報の取り扱いについて」の書面は保護者に配布しているが、職員の共通認識を図る場としての会議や研修等の記録が確認できない。
- (4) -①『桃が丘保育園運営規程』内に「苦情対応」についての記載があり、「苦情申し出窓口について」の書面は保護者に配布しているが、職員の共通認識を図る場としての会議や研修等の記録が確認できない。また、苦情受付箱の設置やメールでの受け入れも行われている。

III-2 養護に関するねらい及び内容

- (1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

評価 結果	●『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されていない。</p>

- (2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。

評価 結果	●子どもの『情緒の安定』を図るために援助が適切に行われている。
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する援助の方針が明文化されていない。</p>

- (3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。

評価 結果	●子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが心地よく過ごすことができる保育の環境づくりについての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもが心地よく過ごすことができる保育の環境づくりについての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもが心地よく過ごすことができる保育の環境づくりについての方針が明文化されていない。</p>

- (4) 食事の援助が適切である。

評価 結果	●職員間の連携を図り、給食内容の向上などに務めている。
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 給食に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 給食に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない</p>

		い。 c) 給食に関する援助の方針が明文化されていない。
	評価 結果	●子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 排泄の援助が適切である。		
	評価 結果	●子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。		
	評価 結果	●子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 睡眠に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 睡眠に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 睡眠に関する援助の方針が明文化されていない。</p>
【III-2 養護等に関わる特記事項】		
(1) -①「年間保健計画」を作成しており、健康観察等に基づき異常の早期発見・早期治療を促し、環境変化に伴う体調の崩れに注意する等、明文化しているが職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。		
(2) -①『全体的な計画』に年齢毎の情緒等について明文化されているが、援助方針について職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。		
(3) -①『全体的な計画』で毎月クラス毎に「保健計画」を作成しているが、保育環境等について職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。		
(4) -①『食事マニュアル』内に「ねらい」等について記載されており、月1回栄養士、保育士等の出席で給食会議を開催し、給食会議録を通して共通認識が図られている。 -②『食事マニュアル』・『全体的な計画』内に記載があり、行事やアレルギーのある子を調査で把握したり等、月1回開催の給食会議で話し合われ食事等に配慮している。		
(5) -①『全体的な計画』にてクラス毎に排泄についての記載があるが、排泄の援助や個別支援計画の考え方等、職員で共通認識を図る場としての記録等の確認ができない。		
(6) -①『全体的な計画』にてクラス毎に睡眠についての記載があるが、睡眠時の環境づくり等について、具体的に話し合われた内容や職員で共通認識を図る場としての記録等の確認ができない。		

III-3 教育に関わるねらい及び内容		
(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。		
①	評価 結果	●『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 健康に関する援助についての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 健康に関する援助についての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 健康に関する援助についての方針が明文化されていない。</p>
(2) 『人間関係』に関する援助が適切である。		
①	評価 結果	●『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 人間関係に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 人間関係に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 人間関係に関する援助の方針が明文化されていない。</p>
(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。		
①	評価 結果	●『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 環境に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 環境に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 環境に関する援助の方針が明文化されていない。</p>
(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。		
①	評価 結果	●『言葉』に関する援助が適切に行われている。
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されていない。</p>
(5) 『表現』に関する援助が適切である。		
①	評価 結果	●『表現』に関する援助が適切に行われている。
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『表現』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p>

		<p>る。</p> <p>b) 『表現』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『表現』に関する援助の方針が明文化されていない。</p>
--	--	--

【III-3 教育等に関わる特記事項】

- (1) -①『全体的な計画』内に「年間保健計画」がクラス毎、月単位で記載されているが、個別的考え方や話し合われた内容等、職員で共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。
- (2) -①『全体的な計画』内の「年齢別保育方針」で3歳児（自立心・自律心を育む）等の記載はあるが、具体的に話し合った内容や職員で共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。
- (3) -①『入園のしおり』内の「保育指針」に記載されており、職員には配布して職員会議で伝えているとの事だが、共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。
- (4) -①『全体的な計画』内の「心身の発達・言葉」に年齢毎に記載されているが、具体的に話し合った内容や職員で共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。
- (5) -①『全体的な計画』内の「心身の発達・情緒」に年齢毎に記載されているが、具体的に話し合った内容や職員で共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。

III-4 保育の実施上の配慮事項

- (1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

	評価 結果	<p>●子ども一人ひとりへの理解を深め、受容ようと努めている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
②	評価 結果	<p>●子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>

- (2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。

	評価 結果	<p>●子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
①	評価 結果	<p>(3) 性差への配慮をしている。</p>

	評価 結果	●性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。
①	c	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
(4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。		
	評価 結果	●国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。
①	c	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 乳児保育の実施が適切である。		
	評価 結果	●乳児保育のための環境が整備されている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>
	評価 結果	●乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。
②	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するためのマニュアルが整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するためのマニュアルが整備されていない。</p>
【III-4 保育の実施上の配慮等に関わる特記事項】		
(1) -①『桃ヶ丘保育園職員勤務マニュアル』内の「保育理念」（一人一人の子どもに寄り添い、子ども思いに耳を傾けましょう）等記載があり、新人研修で伝えている。また、職員会議で配布し確認しているとの事であるが、会議録等の確認ができない。		
(1) -②『桃ヶ丘保育園職員勤務マニュアル』内の「保育理念」（一人一人の人権を尊重し、子どもを自由に表現できるよう配慮する）等記載があり、新人研修で伝えている。また、職員会議で配布し確認しているとの事であるが、会議録等の確認ができない。		
(2) -①『桃ヶ丘保育園職員勤務マニュアル』内の「保育方針」（様々な体験を通じて創造性や社会性を		

- 育みます) 等記載があり、新人研修で伝えている。また、職員会議で配布し確認しているとの事であるが、会議録等の確認ができない。
- (3) -①性差に基づく考え方や方針等については明文化されていない。
- (4) -①子どもの国籍や生活習慣の違いに対する援助等についての方針は明文化されてない。
- (5) -①法人独自の『安全管理・衛生管理・感染症防止マニュアル』を作成している。又、年度毎に0歳児から年齢毎に「全体的な計画」を作成し、健康・環境・衛生管理、安全対策・事故防止等の項目ごとに実施内容を作成しており、新人研修で伝えている。また、職員会議で配布し確認しているとの事であるが、会議録等の確認ができない。
- (5) -②「月案」で個別援助計画を作成し、新人研修の資料としている。また、職員会議で配布し確認しているとの事であるが、会議録等の確認ができない。

III-5 障害のある子どもの保育

- (1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

評価 結果	●障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。
① b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するためのマニュアルが整備されていない。</p>

【III-5 障害のある子どもへの特記事項】

- (1) -①「障害児保育の理解」のマニュアルを作成し、新人研修で説明している。今後、現任職員に配布する予定の為、全職員には周知されていない。

IV 保育の計画及び評価

IV-1 保育課程・指導計画の管理体制

- (1) 保育課程・指導計画（年間・月案・週案）に関する責任体制が明確である。

評価 結果	●保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。
① b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成に関する管理体制の考え方方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成に関する管理体制の考え方方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成に関する管理体制の考え方方が明文化されていない。</p>
評価 結果	●保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。
② c	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p>

	b) 保育課程・指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育課程・指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されていない。
【IV-1 保育課程・指導計画等の特記事項】	
(1) -①『桃ヶ丘保育園運営規定』内の「職員の職種、員数及び職務内容」にて主任保育士が保育計画の立案等、保育士を統括する旨が明文化されているが、職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。 (1) -②保育課程・指導計画等の変更に関するマニュアルは整備されていない。	

IV-2 保育課程・指導計画の策定	
(1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。	
評価結果 ① a	●子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握している。 【判断基準】 a) 家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 家庭調査票等の様式が整備されていない。
評価結果 ② c	●子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。 【判断基準】 a) 3歳以上の児童の指導計画に個別性を配慮する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 3歳以上の児童の指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 3歳以上の児童の指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されていない。

【II-3 子どもの実態に即した指導計画策定の特記事項】	
(1) -①「家庭調査票」を基に個人面談を行い、生活のリズム（睡眠、食事、排泄、体質的な特徴）等確認し、職員会議や給食会議等で職員間の共通認識が図られている。 (1) -②3歳以上の児童の指導計画の意義や方法等についての考え方は明文化されていない。	

IV-3 保育の実施	
(1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。	
評価結果 ① b	●保育の実施に関わる記録が整備されている。 【判断基準】 a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。
評価結果 ②	●会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。

		【判断基準】 a) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されていない。
(2) 保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。		
評価 結果	●保育の実施にあたり、各種マニュアル類（明文化された方針等を含む）は検証・見直しがされている。	
① c	【判断基準】 a) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されていない。	
【IV-3 保育の実施・記録と話し合い等の特記事項】 (1) -①「記録から指導計画（カリキュラム作成）へ」のフローチャートを基に「記録をする上で心掛けたい事」を5つの視点等でまとめる様式があるが、職員全体に周知する機会は持たれていない。 (1) -②保育実施にあたっての会議の種類や協議内容等のあり方についての明文化はされていない。 (2) ①各種マニュアル類の検証や見直しの方法等についての明文化はされていない。		

IV-4 保育課程・指導計画の評価・変更		
(1) 保育の内容を評価し、その結果により、保育課程・指導計画を見直している。		
評価 結果	●指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。	
① b	【判断基準】 a) 保育課程・指導計画策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育課程・指導計画策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育課程・指導計画策定マニュアルが整備されていない。	
【IV-4 保育課程・指導計画の変更等の特記事項】 (1) -①クラス毎に保育課程・指導計画として『全体的な計画』が作成されているが、評価した内容等についての記録がない。		

IV-5 保育の内容等の自己評価		
(1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。		
評価 結果	●保育内容の自己評価の体制が整備されている。	
① b	【判断基準】 a) 保育内容の自己評価マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。	

	b) 保育内容の自己評価マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育内容の自己評価マニュアルが整備されていない。
--	---

【IV-5 保育内容の自己評価等の特記事項】

- (1) -①『全体的な計画』内に自己評価の項目で自己評価チェックリストの記載があり、クラス日誌に実施した保育内容についての評価を行うが、職員会議等で話し合うことはしていない。

V 健康及び安全**V-1 健康管理**

- (1) 健康管理が適切に行われている。

評価 結果	●子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。
	【判断基準】 a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されていない。

評価 結果	●アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応を行っている。
	【判断基準】 a) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されていない。

- (2) 与薬の体制が適切である。

評価 結果	●与薬が適切に行われるような体制になっている。
	【判断基準】 a) 与薬マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 与薬マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 与薬マニュアルが整備されていない。

【V-1 健康管理等の特記事項】

- (1) -①『全体的な計画』においてクラス毎に「健康管理」について実施内容を記載しているが、職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。
-②『食事マニュアル』があり、「食物アレルギーについて」は「家庭調査票」の情報から、検査結果や医師からの説明書を把握し、栄養士から担任の保育士に伝へ共通認識が図られている。
- (2) -①『入園のしおり』内に「保育園での与薬について」の記載があり、取り扱い等について保護者に説明しているが、職員の共通認識を図る場としての会議録等の確認ができない。

V-2 安全管理

- (1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

①	評価	●事故防止のための体制が適切である。
---	----	--------------------

	結果	
	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事故防止マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 事故防止マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 事故防止マニュアルが整備されていない。</p>
	評価 結果	●防犯のための体制が適切である。
②	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 防犯マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 防犯マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 防犯マニュアルが整備されていない。</p>
	評価 結果	●災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。
③	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 防災マニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 防災マニュアルを整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 防災マニュアルが整備されていない。</p>
<p>【V-2 安全管理等の特記事項】</p> <p>(1) -①『入園のしおり』内に「安全管理・衛生管理・感染症防止マニュアル」で事故の予防・対応、防犯対策・感染症対策等のマニュアルがあり、新人研修で説明している。また、全職員に配布して職員会議で読み合わせをしているとの事であるが、会議録等の確認ができない。</p> <p>(1) -②『入園のしおり』内に緊急連絡先の一覧や不審者等の対応を記した「不審者対応マニュアル」があり、全職員に配布して職員会議で読み合わせをしているとの事であるが、会議録等の確認ができない。</p> <p>(1) -③『入園のしおり』内に「災害マニュアル」があり、保険会社による「ハザード情報マップ」等の情報を得て地震・水害・土砂災害の危険性を把握し、定期的な避難訓練等は実施しているが、欠席者等への周知方法等は図られていない。</p>		

	V-3 衛生管理・感染症対策
	(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。
	<p>●衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。</p>
①	<p>【判断基準】</p> <p>a) 衛生管理マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 衛生管理マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 衛生管理マニュアルが整備されていない。</p>
	●V-3-(1)-② 感染症への対応は適切である。
②	<p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 感染症マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 感染症マニュアルが整備されていない。</p>
③	●食中毒等への対応は適切である。

結果	
a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 食中毒対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 食中毒対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 食中毒対応マニュアルが整備されていない。</p> <p>【V-3 衛生管理・感染症対策等の特記事項】</p> <p>(1) -①『入園のしおり』内に「安全管理・衛生管理・感染症防止マニュアル」があり、衛生管理等について給食会議で話し合い、会議録を通して職員に周知している。</p> <p>(1) -②『入園のしおり』内に「安全管理・衛生管理・感染症防止マニュアル」があり、感染症対策等について給食会議で話し合い、会議録を通して職員に周知している。</p> <p>(1) -③『入園のしおり』内に「安全管理・衛生管理・感染症防止マニュアル」があり、(給食衛生管理編)を基に食中毒対策等について、月1回開催の給食会議で話し合い、会議録を通して職員に周知している。</p>

V-4 食育		
(1) 食育が適切に行われている。		
評価 結果	●食育に関する計画が適切である。	
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『食育の計画』についての考え方方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『食育の計画』についての考え方方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『食育の計画』についての考え方方が明文化されていない。</p>	
評価 結果	●食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。	
② a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方方が明文化されていない。</p>	
【V-4 食育等の特記事項】		
<p>(1) -①「食育全体計画」に年齢や目標（生活リズム・健康的な食生活・食への関心・食べることへの感謝）等、クラス毎に明文化されており、月1回開催の給食会議で検討し、会議録を通して職員の共通認識が図られている。</p> <p>(1) -②「食育全体計画」に年齢毎に食事を楽しむことについての目標が明文化されており、おやつ作りや七夕素麺等の行事食を実践している。また、2~3ヶ月毎に「給食だより」を発行している。</p>		

VI 保護者に対する支援

VI-1 保護者への子育て支援・保護者との協力

(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。

	評価 結果	●保護者との協力体制が適切である。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されていない。</p>
【VI-1 保護者との協力関係の特記事項】		
(1) -①『入園のしおり』内に「保育園からのお知らせについて」の記載があり、コドモン 保育園連絡アブリ等を活用して保護者との連携を図り、夏祭りの手伝い等協力体制が図られている。		

VI-2 子育て支援（相談対応）

(1) 保護者の育児支援を行っている。

	評価 結果	●保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されていない。</p>

(2) 地域の子育て支援を行っている。

	評価 結果	●地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場を設けられている。</p> <p>b) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けられていない。</p> <p>c) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されていない。</p>

(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

	評価 結果	●虐待を受けていると疑われる子どもに対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されていない。</p>

【VI-2 子育て支援の特記事項】	
<p>(1) -①『保護者との信頼関係確保と対応』等が整備されており、「コミュニケーション・保護者への情報提供・保護者対応」等が記載されている。新人研修や職員研修等で伝えているとの事であるが、職員の共通認識をはかる場としての職員会議等での記録が確認できない。</p> <p>(2) -①『職員勤務マニュアル』内の「保育理念」において（桃源会が考える「地域に開かれた保育所とは」）等の記載があり、子育て支援サークル「おはなひろば」・地域子育てサロン「おはなさるん」等、実践されている。また、案内等については回覧板で地域住民に周知している。</p> <p>(3) -①『虐待対応マニュアル』内に児童虐待の定義や虐待における保育園の役割等の記載があり、新人研修や職員会議等伝えているが、共通認識をはかる場としての会議等の実施記録が確認できない。</p>	

VII 職員の資質向上

VII-1 施設長の責務		
(1) 施設長の責任が明確にされている。		
	評価 結果	●専門職としての施設長の責務が明示され、説明されている。
①	b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 専門職としての施設長の責務が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 専門職としての施設長の責務が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 専門職としての施設長の責務が明文化されていない。</p>
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
	評価 結果	●施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長のリーダーシップとは何かについての考え方方が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 施設長のリーダーシップとは何かについての考え方方が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 施設長のリーダーシップとは何かについての考え方方が明示されていない。</p>
【VI-1 施設長の責務等の特記事項】		
<p>(1) -①『桃ヶ丘保育園運営規定』内に園長による「保育・職員等の質向上への取り組み、職員・業務の管理を一元的に行うこと」等の記載があり、自らの役割と責任を職員へ説明する場としての職員会議等での記録の確認できない。</p> <p>(2) -①『桃ヶ丘保育園運営規定』内に職務内容等の記載があり、年1回実施の職員アンケートを基に個別面談を行い、働き方等の相談に応じている。主任とのリーダー会議では助言等が行われている。</p>		

VII-2 職員の研修等		
(1) 職員の研修体制が確立している。		
①	評価 結果	●職員の資質向上に関する目標を設定している。

	c	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員に対する研修の意義が明文化されており、職員に共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 職員に対する研修の意義が明文化されているが、職員に共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 職員に対する研修の意義が明文化されていない。</p>
	評価 結果	●職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。
②	C	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の研修参加に対する考え方方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている</p> <p>b) 職員の研修参加に対する考え方方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない</p> <p>c) 職員の研修参加に対する考え方方が明文化されていない。</p>
【VII-2 職員の研修体制等の特記事項】		
(1) -①職員研修の意義や基本姿勢等、方針についての明文化はされていない。 (1) -②職員研修について、ニーズに基づく研修計画は策定されていない。		